

註 解

受驗六法

'85

警察時報社

註解 受験六法

法学① 憲法・警察行政法・民事法

法学② 刑事法

実務① 警務・外勤・捜査・鑑識

実務② 少年・保安・防犯

実務③ 交通・警備

実務④ 公害関係法

実務⑤ 諸法

改訂版はしがき

小社独自の企画による「受験六法」は、多数の法令、条文の理解に役立つ註釈、主要法令の判例収録など、内容の充実ぶりは読者の方々より絶讃を得ている。この充実ぶりは、読者の方々から寄せられる貴重なご意見及びご要望によるところが小さくないのである。今後も六法編集委員会は、この書が読者にとって昇任試験や実務に必携の一冊でありたいと願い、一層の誌面づくりの充実に努力していく覚悟である。

さて、六〇年度版については、次の法令が改正されたので編さんした。

「風俗営業等取締法」の改正案が六一〇一回国会で採択され、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」として全面大幅な改がおこなわれた。

その他の改正は、

国会法、国家行政組織法、警察法、警察法施行令、警察法施行規則、警察庁組織令、犯罪捜査規範、電波法、児童福祉法、商品取引所法、災害対策基本法、労働組合法、労働基準法、公共企業体等労働関係法、出入国管理及び難民認定法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、公職選挙法、薬事法

二 今年も新たに二段組にした法令は、

犯罪捜査規範、犯罪手口資料取扱規則、犯罪手口資料取扱細則、指紋等取扱規則、指紋等取扱細則、古物営業法、質屋営業法、麻薬取締法、覚せい剤取締法、あへん法、大麻取締法、毒物及び劇物取締法、売春防止法

三 フレンネルレンズ（拡大鏡）付きしおりの添付は毎年好評を得ている。読み易さを狙ったアイデアであり、読者の方々の一層のご利用を期待するものである。

小杜としては、今後とも「受験六法」の使命を深く認識し、内容誌面等において、その役割を一層果たしたいと念願するものである。

なお、今回の改訂に当たり、小杜に数多くの貴重なご意見、ご要望を寄せていただいた全国の読者諸賢に深くお礼を申し上げる次第である。

昭和五十九年十月

編者しるす

総目次 (ゴシックは二段組)

法学① 憲法・警察行政

法・民法

日本國憲法

憲法判例

皇室典範

国事行為の臨事代行に関する法律

國籍法

國會議法

裁判所法

法廷等の秩序維持に関する法律

内閣法

国家行政組織法

行政不服審査法

行政代執行法

国家賠償法

地方公務員(抄)

警察法

警察法施行令

警察法施行規則

警察庁組織令

警察官職務執行法

警察官職務執行法判例

地方公務員法判例

民法(抄)

遺失物法

地方自治法(抄)

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

部門別ノインブル 通ノインブル
150 147 142 141 138 131 126 118 112 94 85 84 83 76 73 72 70 62 49 47 47 45 29 3

法学② 刑事法

刑法

刑法判例

軽犯罪法

暴力行為等処罰ニ関スル法律

盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律

航空機の強取等の処罰に関する法律

罰金等臨時措置法

刑事訴訟法

刑事訴訟法判例

刑事補償法

恩赦法

逃亡犯罪人引渡法

刑事訴訟費用等に関する法律

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

393 387 385 383 342 275 274 273 272 272 270 216 175

実務① 警務・外勤・捜査・鑑識

警察官けん銃警棒等使用および取扱規範

給付に関する法律

外勤警務運営規則

犯罪捜査規範

犯罪手口資料取扱規則

犯罪手口資料取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等取扱規則

指紋等に関する法律

実務② 少年・保安・防犯

少年法

宅地建物取引業法(抄)

銃砲刀剣類所持等取締法

火薬類取締法

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律

電波法

古物営業法(抄)

古物営業法施行規則(抄)

質屋営業法(抄)

質屋営業法施行規則(抄)

麻薬取締法(抄)

覚せい剤取締法(抄)

あへん法(抄)

大麻取締法(抄)

毒物及び劇物取締法(抄)

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

397 402 404 408 437 442 446 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

風俗営業等の規制及び業務の適正化等

に関する法律

訪問販売等に関する法律

売春防止法

少年院法(抄)

児童福祉法(抄)

未成年者飲酒禁止法

未成年者喫煙禁止法

実務③ 交通・警備

道路交通法

道路交通法判例

人質による強要行為等の処罰に関する法律

法律

大規模地震対策特別措置法

火災びんの使用等の処罰に関する法律

航空の危機を生じさせる行為等の処罰に関する法律

災害対策基本法(抄)

破壊活動防止法(抄)

労働組合法(抄)

労働関係調整法(抄)

労働基準法(抄)

公共企業体等労働関係法(抄)

外国人登録法

出入国管理及び難民認定法

実務① 公害関係法

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

法律

公害対策基本法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

騒音規制法

振動規制法

実務④ 諸法

犯罪被害者等給付金支給法

国際捜査共助法

無限連鎖講の防止に関する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

外国為替及び外国貿易管理法(抄)

公職選挙法(抄)

薬事法(抄)

医師法(抄)

領海法

警備法

武器等製造法(抄)

災害救助法

政治資金規程法(抄)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

貸金業の規制等に関する法律

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律

商品取引所法(抄)

法学①

宪法
行政法
民法

法学① 憲法・行政法・民事法

〈憲法・国会法・司法〉

日本国憲法	二七
憲法判例	四三
皇室典範	四五
国事行為の臨事代行に関する法律	四五
国籍法	四七
国会法	六〇
裁判所法	六八
法廷等の秩序維持に関する法律	

〈行政法〉

内閣法	七〇
国家行政組織法	七一
行政不服審査法	七四
行政代執行法	八一
国家賠償法	八二
地方公務員法（抄）	八三
警察法	九二
警察法施行令	一〇
警察法施行規則	一六
警察庁組織令	二四
警察官職務執行法	二九
警察官職務執行法判例	三六
地方公務員法判例	三九
地方自治法（抄）	四八

〈民事法〉

民法（抄）	四〇
遺失物法	四五

○日本国憲法

(昭和二十二年一月三日公布
昭和二十二年五月三日施行)

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、秘密顧問の諮詢及び帝国憲法第十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼	吉田 茂
外務大臣	幣原 喜重郎
国務大臣	木村 篤太郎
司法大臣	大村 清一
内務大臣	田中 耕太郎
文部大臣	和 田 博 雄
農林大臣	斎 藤 隆 夫
国務大臣	一 松 定 吉
通商大臣	星 島 二 郎
厚生大臣	河 合 良 成
国務大臣	植 原 悦 二 郎
運輸大臣	平 塚 常 次 郎
大蔵大臣	石 橋 湛 山
国務大臣	金 森 德 次 郎
国務大臣	膳 桂 之 助

日本国憲法

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、

この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

1 帝国憲法

明治二十二年二月一日に公布され、翌二十三年一月二九日から施行された憲法で、神勅に正当性の根拠をおく天皇主権の原理によつて貫かれた欽定憲法である。明治憲法または旧憲法ともいう。

2 前文

憲法の構成部分をなし、各条項の前に置かれてゐる文章で、通常、法令の制定の由來、目的、基本原理などが述べられてゐる。前文には、憲法制定の由來が自由と平和の確保にあり、かつ、基本原理として、国民主権主義、平和主義、基本的人權尊重主義を明言してゐる。

第一章 天皇

第一条(天皇の地位・國民主權)

天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の總意に基く。

1 天皇

主権者たる国民の総意にもとづき、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である地位につく、日本国家を構成する特別の一員であり、同時に、憲法で定められた国事に關する行為を行う国家機関である。

2 象徴

無形の觀念を表現する具体的、有形的な物。たとえば平和という無形の觀念を表現するために、鳩という有形のものを用いる場合の、鳩が、象徴である。憲法一条は、天皇を、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であると定めているが、これは、天皇のご一身が、日本国または日本国民の統合という無形の抽象的存在を、有形的、具体的に表現するものであることを意味している。象徴としての地位は、天皇の存在そのものに一般的、恒常的に認められた公的地位であつて、その機能を發揮するために特別の行為を必要とするものではない。

3 主權

ここにいる主權とは、国家意思を決定する最高の力ないし源泉の意味であり、国民主權とは、そのような力が国民全般に存在し、国民全体が国家の政治權力の最高の原動力となつてゐること。

第二條【皇位の継承】

皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

1 皇位

天皇という一つの国家機関の地位。皇位に就く資格は、皇室典範によつて養子などの人々の親子關係によらない一定の自然的血統に属する者に限られてゐる。

2 皇室典範

皇位継承、皇族、摂政、皇族會議その他皇室に關する事項について規定する法律である。

明治憲法下の皇室典範は、皇室自立主義の建前から、秘密顧問の諮詢を経て勅定され公布されなかつた。憲法と對等の地位を占めていたが、現行の皇室典範は、名称は同じであるが、国会の議決によつて定められた、法律の形式に属する、法典である。皇室の民主化のひ

とつのであらわれである。

第三條【天皇の國事行為に対する内閣の助言と承認】

天皇の國事に關するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

1 國事に關する行為

天皇が、国家機関として行つる儀禮的、形式的な行為をいい、その内容は、六条、七条に規定してゐる。

2 助言と承認

内閣が天皇の國事行為の実施を實質的かつ最終的に決定する行為である。

憲法二条は、天皇の國事に關するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とする旨定めてゐるが、これは、象徴たる地位にある天皇の權能は、それにふさわしい、國政の實體に触れない性質のものに限定し、しかもその責任は内閣に負わしめるのが妥当であるとの配慮にもとづくものである。したがつて、内閣の助言に対して、これを修正したり、拒否することはできないし、天皇が進んで發議して承認を求めるとはできない。

3 責任を負ふ

通例は政治的責任である。天皇の國事行為についてこのような責任を負ふのは、天皇に代つて責任を負うのではなく、國事行為の実施が實質的に内閣の決定に基づくところの自らの責任であり、かつ、国会に對する連帶責任である。

第四條【天皇の權能の限界、天皇の國事行為の委任】

① 天皇は、この憲法の定める國事に關する行為のみを行ひ、國政に關する權能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その國事に關する行為を委任することができ、

1 國政に關する權能

國事行為以外の實質的な統治作用を行ひ、あるいはそれに関する權能

2 法律

国事行為の臨時代行に關する法律を指す。

3 委任

天皇の心身に、一時的な事故がある場合に、内閣の助言と承認により、国事行為を他の皇族に委ねること。

第五条 (摂政)

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に關する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

1 摂政

天皇が一定の原因により、みずからその権能を行使できない場合に、その法定代行機関としておかれるもの。

摂政がおかれるのは、①天皇が成年に達しないとき、②八歳未満皇室典範二二条、③天皇が精神もしくは身体の重患または重大な事故により、国事行為を自らすることができないと皇室會議において認定されたとき（皇室典範六条）、である。

摂政には、皇室典範の定めるところにより成年に達した皇族が就任し、天皇の名で国事行為を行うが、天皇の地位につくものではないから象徴としての機能をはたすものではない。摂政には、在任中訴追されない特権が認められている（皇室典範二一条）。

2 天皇の名で
摂政が国事行為を行つても、天皇自身の行為と法的効果は同じであることの意味。

第六条 (天皇の任命権)

① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

1 国会の指名

国会の意思に基づいての意味。

2 内閣の指名

内閣の意思に基づいての意味。

第七条 (天皇の国事行為)

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に關する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。
四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

1 公布

すでに成立した法令をひろく国民一般に知らせる行為。法律の公布手続については国会法六五条、六六条に規定。

2 召集
国会議員の全員に対して、一定期日に、一定の場所に集合すべきことを命ずること。国会は、召集によつて活動能力を有することになる。

3 解散
衆議院議員の任期満了前に、議員全員の資格を失わせること。解散の要件、時期について憲法上何ら規定がないが、解散制度の目的から考察されるべきである。

4 総選挙

国会議員の全員を新しく選出するために行われる選挙であり、ここでは、衆議院議員の総選挙および参議院議員の通常選挙の双方の意味。

5 法律の定めるその他の官吏
最高裁判所判事、高等裁判所長官、検事総長、次長検事、検事長、人事官、会計検査官、公正取引委員会委員長、特命全權大使、公使、宮内庁長官等を指し、認証官という。

6 全權委任状
外交使節に特定の条約を締結するために必要な権限を与えたことを

証する文書。

7 信任状

特命全權大使および特命全權公使を外国に派遣する場合に、派遣国の元首から接受国の元首に対して、外交使節を派遣する旨を証明するために発せられる文書。

8 認証

一定の行為の存在または成立を公の機関が確認し、証明する行為である。認証は、意思の表示ではなく、認識の表示であって、認証にかなる効果が付与されているかは、それぞれの法令の定めるところによる。憲法上の天皇の国事行為としての認証は、一定の行為を権威づけるために行われる認証行為であって、行為の成立要件ではない。

9 大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除及び復権

大赦——政令で罪の種類を定めて行われ有罪の言渡しを受けた者についてはその言渡しの効力を失わせ、有罪の言渡し前の者については公訴権を消滅させるもの。

特赦——有罪の言渡しを受けた特定の者について、その言渡しの効力を失わせるもの。

減刑——刑の言渡しを受けた者に対して政令で罪もしくは刑の種類を定めて行い、または刑の言渡しを受けた特定の者について行われるもので、刑期の短縮、金額の減少、刑名の変更など。

刑の執行の免除——刑の言渡しを受けた特定の者について、その刑の執行の免除をするもの。

復権——有罪の言渡しを受けたため法令の定めるところにより、一定の資格（たとえば選挙権など）を喪失または停止された者に対して、政令で要件を定めまたは特定の者につき、その資格を回復させるもの。

10 栄典

栄賞のしるし。たとえば文化勲章。

11 批准書

内閣が、全権代表の調印した条約案を承認し、その効力を確定させるための文書。

12 接受

外国の大使、公使と接見する儀礼的事実的行為。

第八條（皇宣の財産授受）

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

1 皇室

天皇および皇族の全体の総称。

2 賜与

皇室が国民に財産を贈与すること。

3 国会の議決

その趣旨は、過去において見られた皇室の財閥化を予防し、皇室の経済的民主化をなそうとするもの。したがってその恐れのない範囲についてはその度ごとに国会の議決を要しない。（皇室経済法参照）。

第二章 戦争の放棄

第九條（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認）

① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

1 国権の発動たる戦争
主権の発動としての戦争のこと。

2 武力による威嚇
現実には武力を行使しないが自国の主張が容れられなければ武力を行使するという態度を示して相手国を威嚇すること。

3 武力の行使
国際法上の戦争に至らない実質上の戦争のこと。

4 前項の目的
「正義と秩序を基調とする国際平和」を指すか、それとも「国際紛争を解決する手段としての戦争」を指すかによって、放棄したのが戦争一般であるか、侵略戦争だけであるか、解釈がわかれる。通説は前者であるが、政府は後者の見解をとる。

5 交戦権

国が戦争をする権利とする説と、国際法上交戦国に認められた特別の権利(たとえば、敵国軍人を捕虜とする権利、敵国に武器を輸送している第三国の船舶を逮捕する権利など)とする説がある。

第三章 国民の権利及び義務

第二〇条(国民の要件)

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

法律

国籍法を指す。

第二一条(基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

基本的人権

基本的人権の意義は、抽象的には、人間が生れながらにもっていると考えられる権利、または、人間が人間として生活していくうえにおいて当然認められるべき基本的権利、つまり、人間のもつ基本的権利をさすが、具体的には、固定したものではなく、歴史的に生成発展してきたもので、その範囲は、必ずしも明確ではない。明治憲法下の人権は、憲法で定められ、保障された人権にすぎなかったが、現行憲法における人権は、憲法以前の、人間として当然もつ天赋生来の権利として保障されており、また、各種の自由権のほかに、二〇世紀的人権といわれる社会権をも規定した。

第二二条(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

1 権利の濫用

日本国憲法

社会的に妥当だと考えられる範囲を越えて、権利者が専ら個人的、利己的立場から権利を行使することをいい、一般に違法として禁止される。

2 公共の福祉

公共の福祉の概念は、人権規制の根拠として考えられている。

憲法が保障する人権は、すべての人に、公平に、しかも実質的に保障されなければならないのであるから、この目的を阻害するような人権の行使は規制されなければならない。その場合の根拠となるのが、公共の福祉である。したがって、具体的には、規制の対象となっている個々の人権との関係から、その概念が明らかにされるべき性質のもので、統一的な意味内容をもたせることは困難である。

第二三条(個人の尊重と公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

1 個人の尊重

人間社会のあらゆる価値の根元が個人にあると考え、何にもまさって個人を尊重しようとする原理。

2 自由権

自由権とは、国民各人の自由な活動が、国家権利によって干渉され、または制約されない権利であり、性質上、国家の不行為を求める消極的な権利である。

自然法思想に従えば、人は生まれながらの自然的自由や権利をもつものであるが、これは何事でもなしうるという意味の自由や権利ではなく、相互に他人の自由や権利をきずつけないところに限界があり、これに対しては、国家権力の干渉は最小限度にとどまるべきであるというのである。

したがって、この権利の特色は、すべて個人には、国家の命令や強制の及び得ない自由の境地があることを保障し、国家の権力的干渉に対して消極的な禁止効果をもつところにある。

自由権の保障は、人権保障の始まりであり、近代諸国の憲法は、この自由権を保障することを大きな使命として生まれたものともいえる。

る。二〇世紀の諸国の憲法は、自由権の保障のほか、社会権についても規定し、また、自由権から社会権へということがいわれているが、自由権の保障に関する規定は、今日においても依然として重要な地位を占めている。

第一四章 法の下の平等、貴族の禁止、栄典

- ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。
- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 榮譽、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は將來これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

1 法の下の平等

これは、各人を絶対的に無差別に取扱うことを意味しているものではなく、平等の原理自体に合理的な制約を含んでいるのであるから、合理的な理由にもとづく差別を禁止するものではない。等しい条件の下では等しく取り扱うべきであるとの原則を意味する。

2 信条

宗教上、思想上、政治上の信念や主義のこと。

3 社会的身分

人が社会生活上において占めている地位を指す。富者、貧者、農民、労働者、学生等。

4 門地

家柄をいう。華族、士族、平民等。

5 栄典

国家が功勞のあつた特定の者の榮譽を表彰するために、これに与える特別の待遇。

第一五章 公務員の選定及び罷免の権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障

- ① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

1 公務員

ここにいふ公務員とは極めて広い概念であり、国民の代表者という意味。

2 全体の奉仕者

国民主権のもとにおいては、公務員は旧憲法の官吏のごとく天皇に奉仕するいわゆる「天皇の官吏」でなく、国民に奉仕する「国民の公僕」たることを示すもの。

3 普通選挙

選挙人の資格が人種・信条・性別・社会的身分・門地・教育・財産・収入等によつて制限されない選挙。

3 投票の秘密

選挙人のなした投票の内容を外部に判明せしめないこと。この趣旨から公職選挙法は、無記名投票、被選挙人の氏名を陳述する義務の否定、投票の秘密の侵害に対する処罰等について規定している。

第一六章 請願権

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

請願

公の機関に対し、自己の希望を文書によつて表明することであり、その事項について審理、判定を求める権利ではない。

第一七章 国及び公共団体の賠償責任

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

法律

国家賠償法を指す。

第一八条（奴隸的拘束及び苦役からの自由）

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服せられない。

1 奴隸的拘束

奴隸に類する程度の強度な自由の拘束。

2 苦役

本人の意思に反して強制される苦役。たとえば、労務徴用や兵役強制等。

第二九条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

思想及び良心の自由

共に内心の自由を構成する。ただ良心は思想の中の道徳的・倫理的な側面をいう。この自由の保障は、その本質上、絶対的である。

第三〇条（信教の自由）

① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

1 信教の自由

信仰の自由、宗教上の行為の自由、宗教上の結社の自由を含む。その結果、国は個人にその信仰の告白を強制したり、一定の宗教を押し付け、また勧奨することは許されない。宗教上の行為を強制すること

と特定の宗教を優遇して国教的地位を与えることも許されない。

2 政教分離の保障

国家が宗教と絶縁し、すべての宗教に対して中立的な立場を保持する。国家の非宗教性をいう。

その趣旨は信教の自由を徹底させ、個人の宗教的信仰にもとづく行動が、国家権力によって制約されないことを実効あらしめるため。

3 国及びその機関

国、行政機関、地方公共団体、国公立学校、公共企業体等を指す。

第二一条（集会・結社・表現の自由、通信の秘密）

② ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

1 集会

多数人が共同の目的をもって、一定の場所に集合すること、集会の自由とは、このような集会が公権力によって制限されないこと。

集会は、目的・場所・態様などによって区分することができる。たとえば、政治上の目的をもった政治集会、屋外における屋外集会、公共の場所における公共集会、デモ行進などのような動く集会などである。

公共集会、特に動く公共集会は、一般公共の使用を多かれ少なかれ制限ないし排除することになるから、公共の福祉による規制が必要で、いわゆる「公安条例」が定められているが、違憲ではない。

2 結社

共同の目的をもって、継続的に、多数人が結合している集団を結社という。結社について公権力による制限が加えられないことが、結社の自由である。

結社は、その目的と性質により、政治結社、経済結社、秘密結社（公開性のない結社）等に区分することができ、破壊活動を目的とした結社は、破壊活動防止法については憲法、〇条に規定されているが、その本質は同じである。八条の勤労者の団結権の保障は、社会権であるから性質は同一ではない。

3 言論

言語をもって思想を表現する自由のこと。言論の自由には、他人の名譽を毀損したり、公共の秩序に反する自由までは含まれないから、刑法（刑法）〇条、軽犯罪法（一条）四号などの適用を受ける。

4 その他一切の表現の自由

絵画、音楽、映画、演劇、録音、撮影、放送、テレビ等を指す。

法 ● 七 9

5 検閲

出版、演劇、映画等の表現の自由について、その発表の事前において公権力を以て内容を検閲して、その検閲を条件としてその発表、発売等を許すこと。

6 通信の秘密

他人、特に公権力によって通信の内容をうかがい知れないこと。通信の秘密は、信書の秘密よりも範囲が広く、書簡のみでなく、電信、電話などすべての通信の秘密を意味する。通信業務に従事する者については、秘密の保持に関する規定がある（郵便法九条・公衆電気通信法五条など）。

第三二条【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】

① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住・移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

1 職業選択の自由

ひとが、その生活を維持するために、その欲するところに従って、従事すべき職業を決定することの自由。

封建社会においては、士農工商という身分制度があつて自由に職業を選ぶことは認められていなかったが、このような制限を否認するのが二二条の趣旨である。

しかし、特に「公共の福祉に反しない限り」とあるのは、社会公共の立場から必要がある場合には、この自由が制約されることのあるのを考慮している。すなわち、ある種の職業には一定の資格が必要とされ、あるものには行政庁の許可が必要とされ、さらに、公益的見地から国によって独占されているものもある。

2 国籍離脱

自己の意思で国民たる資格を放棄して外国人となること。ただし、無国籍となる自由を意味しない。

第三三条【学問の自由】

学問の自由は、これを保障する。

学問の自由

何人も、学問的な研究および論議の自由、すなわち、真理探求の自由を有することを意味し、他から干渉を受けないばかりでなく、權力をもつてしても、これを圧迫することが許されないこと。

学問の自由の内容は、学問の研究にもとづいて学問的見解を述べることとする自由、学問的見解を表現する自由、学問的見解を教授する自由などであり、大部分において、思想および良心の自由・表現の自由と重なる。しかし、学問の重要性にかんがみ特に規定したものである。真理を採求する、学術の府である大学における学問の自由を保障するため、大学の自治が認められているが、大学に治外法権が認められているものではない。

第二四条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

両性の本質的平等

両性の生理的・肉体的差違をも無視する平等ではなく、およそ人として本質的に平等たるべしという要求をいう。したがって、生理的・肉体的差違から当然に生ずる区別である婚姻適合の差異（民法七三一条）、労働条件における女性の保護（労基法）等の規定は、本項に反するものではない。

第二五条【生存権、國の社会的使命】

① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生存権

人として健康で文化的な最低限度の生活を営む権利。一九九九年の

ワイマール憲法にはじめて規定され、その後二〇世紀の多くの諸憲法に規定されるに至った。資本主義経済の発展がもたらした貧富の差を、国が国民生活のあらゆる部面で積極的の美質的な平等を維持し、向上させる義務を負うことを明定したものの。生存権の性質について、昭和四二年の「朝日訴訟」の最高裁判所の判決で、本案は、直接に個々の国民に具体的現実的な請求権を保障したものではなく、国家に対して概括的に責務を課したものにすぎない、いわゆるプログラム規定であるとしている。

第二六条【教育を受ける権利、教育の義務】

① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育を受ける権利

すべての国民が、その能力に応じて、ひとしく教育を受けることができるよう、国家に要求しようという性質の権利で社会権の一種である。

憲法は、義務教育を無償として、普通教育がひろく国民全般に行われるよう配慮しているが、同時にこれを国民の義務としている。

社会権の一種としての教育を受ける権利は、能力がありながら高等教育を受けることのできない経済的弱者の子女に対しても教育が受けられるよう、国家が施策を講じなければならないことを示した点に、より大きな意味を見出さなければならない。「ひとしく教育を受ける」というのも、すべての国民が、その意欲と能力さえあるならば、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上の差別を受けないことを保障するのほもとより、経済的理由によって修学困難な者に対しても、高等教育を受ける可能性を保障しようとするものであると解すべきであらう。育英制度が設けられているのは、そのあらわれである。

第二七条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童雇用の禁止】

① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
③ 児童は、これを酷使してはならない。

1 勤労の権利

憲法の保障する社会権の一つで、労働能力と労働意欲を有する者が、国家に対して、就労の機会の保障を請求しうる権利。

労働の自由は、職業選択の自由に含まれるから、二七条一項の勤労権の保障は、生活権の裏付けのための規定である。国家は、国民の生活を守る義務をもっているから（二五条）、働く意思と能力がある者には、就労の機会をなす、その失業を防止する責任があるわけである。したがって、国民としても、これを要求しうる権利を有するが、この権利は抽象的なもので、その具体的表現には、国家の実情に応じた立法や措置を必要とする。職業安定法や失業保険法等が制定され、失業対策事業が行われているのもこのためである。

2 勤労の義務

この義務は、国民は勤労の能力を有する限り、勤労すべきであるという趣旨を明らかにしたものであつて、法律的な強制ないし制裁を伴う具体的な義務ではない。

憲法は、私有財産制度（二九条）および職業選択の自由（二二条）を認め、かつ、強制労働を禁止している（一八条）から、能力がありながら勤労の義務を怠る者があつて、これを強制的に勤労に服させることはできないが、そのような者に対しては、国は、その生活を保障する責任を負わないと解される。

3 法律

労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、船員法、国家公務員法等を指す。

第二八条【勤労者の団結権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

1 労働基本権

団結権、団体交渉権、争議権をいう。